

第1次 阿南町障がい者計画
第7期 阿南町障がい福祉計画
第3期 阿南町障がい児福祉計画
(令和6年度～令和8年度)



令和6年3月
長野県
阿南町

目 次

第1章	計画の基本的な考え方	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	計画の対象	2
5	「障がい者」・「障がい児」の表記について	2
第2章	第1次阿南町障がい者計画	3
1	計画理念	3
2	基本計画	3
第3章	福祉計画における成果目標の設定	4
1	基本方針	4
2	第7期障がい福祉計画の成果目標と活動指標	5
3	第3期障がい児福祉計画の成果目標	9
第4章	障がい福祉サービス等の見込量	10
1	障がい福祉サービスの見込量	10
2	障がい児福祉サービスの見込量	21
3	発達障がい者等に対するサービスの見込量	25
4	地域生活支援事業の見込量	26
第5章	計画の推進に向けて	31
1	障がい福祉サービス等の円滑な提供	31
2	計画の進行管理	31

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

令和5年度の障害者白書によると、わが国の身体障がい者（身体障がい児を含む。以下同じ。）は約436万人、知的障がい者（知的障がい児を含む。以下同じ。）は約109万4千人、精神障がい者は約614万8千人であり、これを人口1千人当たりの人数で見ると、身体障がい者は34人、知的障がい者は9人、精神障がい者は49人となります。複数の障がいを併せ持つ者もいるため、単純な合計にはならないものの、国民のおよそ9.2%が何らかの障がいを有していることとなります。

国は、平成24年に「児童福祉法」を改正し、障がい児や家族が身近な地域に必要な発達支援を受けられるよう、障がい種別毎に分かれていた障がい児の給付体系を通所・入所の利用形態別に一元化しました。また、平成25年に「障害者自立支援法」を改め「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」を施行したことで、難病等による障がいがある人も新たに支援を受けられるようになりました。そのほかにも、障がいのある人が住み慣れた地域で生活するための支援を推進すべく、多くの関係法令がこれまでに可決・成立されてきました。

市町村においては、障害者基本法の規定により障害者基本計画が、障害者総合支援法の規定により障害福祉計画の作成が、児童福祉法の規定により障害児福祉計画の作成が、それぞれ義務付けられています。本町では、令和3年3月に「第6期阿南町障害福祉計画・第2期阿南町障害児福祉計画」を策定し、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を確保し、円滑に実施することを目的として施策の推進を図ってきました。

令和5年度末をもって「第6期阿南町障害福祉計画・第2期阿南町障害児福祉計画」の計画期間が終了となるため、国や県の指針等を踏まえ、地域共生社会の実現を目指して、新たに「第1次阿南町障がい者計画」及び「第7期阿南町障がい福祉計画・第3期阿南町障がい児福祉計画」を一体的な計画として策定し、基本理念と障がい福祉サービス等の具体的な数値目標（成果目標と活動指標及び見込量）を設定するとともに、施策の推進についての取り組みを定めるものです。

2 計画の位置づけ

第1次阿南町障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、町における障がいのある人のための施策に関する基本的な計画です。第7期障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として、本町における障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業に関する事項を定めるもので、「市町村障害者計画」の実施計画的な性格を有するものです。第3期障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障がいのある児童を対象とする各種支援事業に関する事項を定めるもので、本町では障害福祉計画と一体的に策定しました。

なお、成果目標と活動指標については、厚生労働省の示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき設定しています。また、そのうち圏域で取り組むべきものについては、南信州広域連合自立支援協議会での協議を経て、飯伊圏域で共通した目標を設定しています。

3 計画の期間

阿南町障がい者計画は、国の方針を踏まえ令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とします。障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の期間は、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により令和6年度から令和8年度までの3年間となります。また、必要に応じて計画内容を随時見直すこととします。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障がい者計画				第1次 R6-R11					
障がい福祉計画	第6期			第7期			第8期		
			見直し			見直し			見直し
障がい児福祉計画	第2期			第3期			第4期		
			見直し			見直し			見直し

4 計画の対象

本計画において対象となる障がいのある人とは、障害者基本法第2条に規定されている「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」です。

そのため、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者に限らず、難病患者や療育の必要な児童等、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

また、計画の推進にあたっては、障がいの有無にかかわらず、全町民が連携、協働するものとします。

5 「障がい者」・「障がい児」の表記について

本計画では、「障害」を「障がい」と表記しています。ただし、次の用語、名称等については「障害」と表記しています。

- (1) 法令等で定められている用語、名称等
- (2) 固有名詞

第2章 第1次阿南町障がい者計画

1 基本理念

障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もがお互いを理解し、尊重し、支えあい、暮らしやすい阿南町を目指します。

2 基本計画

(1) 障がいのある人の権利擁護と共生社会の実現

障がいのある人たちが同じ社会の一員として人権を尊重される、社会的障壁のない共生社会の実現を目指します。

- ①障がいに対する理解の促進
- ②障がいのある人とない人との交流の促進
- ③権利擁護、虐待防止、合理的配慮の推進

(2) 安心して暮らせる環境づくり

障がいのある人も安心して暮らせるよう、相談体制や福祉サービスの充実を図ります。また、障がいやライフステージに応じた支援が行えるよう、保健・医療・福祉・教育・労働などの関係機関の連携を推進します。

- ①障がい福祉サービスの質の向上と体制確保
- ②相談支援体制の充実
- ③障がいのある人も利用しやすい公共施設
- ④住宅の整備に対する支援
- ⑤防災対策、災害発生時の体制確保
- ⑥育ちの場における支援と情報連携の推進
- ⑦保健・医療サービスの充実と情報連携の推進
- ⑧多様な障がいに対応した支援の充実と情報連携の推進

(3) その人らしさと生きがいを感じられる生活の実現

障がいのある人が、その希望・能力・適性等に応じて仕事を選択できるよう支援します。また、スポーツや文化芸術活動など、あらゆる社会活動の参加を支援します。

- ①就労支援の充実
- ②スポーツ、文化芸術活動の参加支援
- ③情報・コミュニケーションの支援
- ④活動参加のための移動の支援

第3章 福祉計画における成果目標の設定

1 基本方針

厚生労働省が示す基本方針を踏まえつつ、次の6つの基本方針を定め、障がい福祉サービス等や障がい児通所支援等の一層の充実を図ります。

(1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

地域共生社会の実現に向け、障がいのある人が、可能な限り、自らの決定に基づく支援を受けられるよう配慮するとともに、障がいのある人の自立と社会参加が図られるよう、ニーズ等を踏まえ、近隣自治体や関係機関等を連携し、サービス等の提供体制の整備に努めます。

(2) 障がいの種別によらないサービス等の提供

サービス等の提供にあたっては、身体障がい、知的障がい、精神障がい（高次脳機能障がいを含みます。）発達障がい、難病等の障がい種別にかかわらず、これらの障がいのある人が必要な時に適切なサービスを受けられるよう、ニーズ等を踏まえ、近隣自治体や関係機関等と連携し、サービス等の提供体制の確保に努めます。

(3) 個々の課題に対応したサービス等の提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、福祉施設や病院から地域生活への移行や地域生活を継続するための支援、就労への支援、高齢化等に伴う支援のあり方などの課題に対応し、障がいのある人の生活を地域全体で支える仕組みを構築するため、近隣自治体や関係機関と連携し、地域の社会資源を最大限に活用して個々の課題に対応するよう、サービス等の提供体制の確保に努めるとともに、サービス等の提供を担う人材の確保や育成に取り組みます。また、相談支援を中心にライフステージごとに応じた切れ目のない支援に努めます。

(4) 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

障がいのある児童の健やかな成長を支援する観点から、発達の遅れや障がいなどに早期に対応できるよう、近隣自治体、地域の保健、医療、障がい者福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない一貫した効果的な支援体制の構築を目指すとともに、特別な支援が必要な障がいのある児童に対する支援体制の充実を図ります。

(5) 障がいのある人の社会参加を支える仕組み

障がいのある人が、その個性や能力を発揮し、地域社会における様々な活動に参加するよう、ニーズ等を踏まえ、就労をはじめ、スポーツや文化芸能などの多様な活動に参加するための機会の確保に努めます。

(6) 地域共生社会の実現に向けた取組

障がいのある人が、地域社会を形成するひとりの町民として、日常生活や社会生活を送ることができるよう、包括的な相談支援体制の構築とともに、就労をはじめとする多様な社会活動に地域社会の主体として参加できる環境づくりに努めます。

2 第7期障がい福祉計画の成果目標と活動指標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がいのある人（以下「施設入所者」という。）のうち、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

成果目標	数値	備考
1. 令和8年度末における地域移生活移行者数	1人	◇国の考え方 令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行する ◇設定方法 令和4年度末時点の施設入所者数 $10人 \times 0.06 \div 1人$
2. 令和8年度末の施設入所者の削減数	1人	◇国の考え方 令和4年度末時点の施設入所者の5%以上削減する ◇設定方法 令和4年度末時点の施設入所者数 $10人 \times 0.05 \div 1人$

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があるため、地域精神保健や医療及び福祉の一体的な取り組みに加えて、南信州広域連合地域自立支援協議会くらし部会精神障がいチームを中心に近隣自治体や関係機関と連携を図り、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が皆で支え合う社会を構築し、進めていきます。

活 動 指 標	数 値	備 考
1. 保健、医療及び福祉関係者による ①協議の場の開催回数 ②関係者の参加者数 ③目標設定及び評価の実施回数	①1回 ②1人 ③1回	南信州広域連合 自立支援協議会 にて開催
2. 精神障がい者の地域移行支援利用者数	0人	
3. 精神障がい者の地域定着支援利用者数	0人	
4. 精神障がい者の共同生活援助利用者数	1人	
5. 精神障がい者の自立生活援助利用者数	0人	
6. 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）支援利用者数	0人	

（３）地域生活支援の充実

障がいのある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような支援を切れ目なく提供するための機能（①相談機能、②体験の機会・場、③緊急時の受入対応、④専門性、⑤地域の体制づくり）を、飯伊圏域内の事業者が分担し、その機能を担う体制を飯伊圏域障害者総合支援センター主体で設置し、近隣自治体や関係機関等と連携して機能の確保・充実に努めます。

また、強度行動障害を有する者に関するニーズを障害者支援区分認定調査の行動関連項目の点数の集計や療育手帳所持者の状況を通じて把握し、南信州広域連合自立支援協議会と連携して飯伊圏域での支援体制を確保します。

成 果 目 標	数 値	備 考
1. 地域生活支援拠点等の数	1か所	圏域単位で設置 （センターを拠点とする面的整備）
2. 地域生活支援拠点コーディネーターの配置人数	1人	圏域単位で配置
3. 機能の充実のための運用状況の検証及び検討の回数	2回／年	南信州広域連合自立支援協議会

（４）福祉施設から一般就労への移行等

障がいのある人の希望や能力に沿った就労の実現を図るため、南信州広域連合地域自立支

援協議会仕事部会と連携を図り、就労支援の提供体制の動向や障害者雇用に係る求人の状況といった、地域における障がいのある人の就労支援に関する状況を把握・共有し、近隣自治体や関係機関等と連携した取り組みを進めていきます。

活動指標	数値	備考
1. 令和8年度末の一般就労への移行者数 【内訳】 ①就労移行支援 ②就労継続支援A ③就労継続支援B	1人 1人 0人 0人	◇国の考え方 福祉施設からの一般就労者数を令和3年度実績の1.28倍以上とする ①就労移行支援については1.31倍以上 ②就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が就労移行支援事業所の5割以上 ②就労継続支援A型については概ね1.29倍以上 ③就労継続支援B型については概ね1.28倍以上 ◇設定方法 令和3年度の一般就労への移行者数 $0 \times 1.28 \div 1$ 人
2. 就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合	-割	◇国の考え方 就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が就労移行支援事業所の5割以上 ◇設定方法 令和3年度実績に基づき設定
3. 令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数	0人	◇国の考え方 福祉施設から一般就労へ移行する者のうち就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とする ◇設定方法 令和3年度実績に基づき設定
4. 就労定着支援事業所の就労定着率	-割	◇国の考え方 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本 ◇設定方法 令和3年度実績に基づき設定

(5) 相談支援体制の充実・強化等

障がいのある人及びその家族等介護者からの相談に応じて、飯伊圏域障害者総合支援センターと連携を図り、必要な情報の提供や地域における生活を総合的にサポートします。

また、南信州広域連合自立支援協議会において飯伊圏域を単位とした基幹相談支援センターの設置に向けた検討を進めていきます。

活 動 指 標		備 考
基幹相談支援センターの設置の有無	有	R8年度までに設置を目指します

活 動 指 標	数 値		備 考
1. 地域の相談支援事業者に対する訪問による専門的な指導・助言	令和6年度	100回	圏域単位で実施
	令和7年度	110回	
	令和8年度	120回	
2. 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	令和6年度	10件	圏域単位で実施
	令和7年度	11件	
	令和8年度	12件	
3. 地域の相談支援事業者との連携強化の取組の実施回数	令和6年度	10回	圏域単位で実施
	令和7年度	12回	
	令和8年度	15回	
4. 個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込み	令和6年度	20回	圏域単位で実施
	令和7年度	21回	
	令和8年度	22回	
5. 主任相談支援専門員の配置数の見込み	令和6年度	6人	圏域単位で実施
	令和7年度	7人	
	令和8年度	8人	

(6) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

障がい福祉サービス等が多様化する中、町職員は障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取り組みを行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がいのある人等が真に必要な障がい福祉サービス等の提供ができていくのか検証を行っていく必要があります。また、請求の過誤をなくすための取り組みや適正な運営を行っている事業所を確保していきます。

活 動 指 標	数 値		備 考
1. 県が主催する研修会等への町職員の参加人数	令和6年度	1人	
	令和7年度	1人	
	令和8年度	1人	

2. 障害者自立支援審査支払等システムによる分析と関係機関等との情報共有	令和6年度	1回	
	令和7年度	1回	
	令和8年度	1回	

3 第3期障がい児福祉計画の成果目標

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所訪問支援の充実

飯伊圏域内に所在する児童発達支援センターにより保育園や小学校等に対し障がい児及び家族の支援に関する専門的な支援や助言を行える体制を確保します。また、保育所等訪問支援等を活用し、育ちの場においてこれら関係機関が連携・協力しながら、障がい児の地域社会への参加・包容を推進していきます。

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援センター及び放課後等デイサービス事業所の確保

飯伊圏域で重症心身障がい児を受け入れられる事業所を確保します。重症心身障がい児(医療的ケア児を含む)の相談支援を充実し、事業所との連携を強化する中で、家庭等の負担軽減を図ります。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児(以下「医療的ケア児」という。)が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるよう、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築する必要があります。

南信州広域連合自立支援協議会こども部会と連携して、医療的ケア児の人数やニーズを把握するとともに、課題の解決、社会資源の実態把握に努めていきます。また、児童発達支援センターに圏域単位で医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、情報の提供、助言、その他支援を行うほか、関係機関への情報提供及び研修等の業務や連絡調整を行える体制を確保します。

成果目標	数値	備考
医療的ケア児等コーディネーターの配置の人数	1人	圏域単位で配置

第4章 障がい福祉サービス等の見込量

1 障がい福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

(サービスの説明)

家庭にヘルパーが訪問し、居宅において入浴・排泄・食事等の介護を行う事業です。

(第6期計画と実績の評価・分析)

第6期計画では第5期実績と比較して利用人数・時間数ともに増を見込んだところ、第6期の実績はそれ以上の増となりました。

(サービスの見込量)

利用実績並びに現在の利用者動向から総合的に勘案して設定しました。令和5年度に利用人数が減少したことに伴い、第7期は利用人数・時間数ともに減少を見込んでいます。

(単位：上段：h 下段：人)

居宅介護		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計 画	時間数／月	70	70	70	65	65	65
	利用人数	5	5	5	5	5	5
実 績	時間数／月	72	78	(70)	-	-	-
	利用人数	6	7	(6)	-	-	-

② 重度訪問介護

(サービスの説明)

重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいにより行動に著しく困難のある人に、自宅での入浴・排泄・食事の介護や外出時における移動中の介護を行うことで、常に介護が必要な重い障がいのある人でも在宅での生活が続けられるように支援する事業です。入院中でも利用できます。

(第6期計画と実績の評価・分析)

第5期と同様に、利用実績はありませんでした。重い障がいのある人は福祉施設に入所していることも多いですが、自宅での生活を希望した場合に地域での生活を実現できるよう、ニーズの把握と障がいのある人や支援者に対する情報提供に努めていきます。

(サービスの見込量)

利用実績がないことから、見込量を「0」としました。

(単位：上段：h 下段：人)

重度訪問介護		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計	時間数／月	0	0	0	0	0	0
	利用人数	0	0	0	0	0	0
実績	時間数／月	0	0	(0)	-	-	-
	利用人数	0	0	(0)	-	-	-

③ 同行援護

(サービスの説明)

視覚障がいにより移動に著しい困難のある人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む。）、移動の援護等の外出支援を行う事業です。

(第6期計画と実績の評価・分析)

第5期と同様に、利用実績はありませんでした。

(サービスの見込量)

利用実績がないことから、見込量を「0」としました。

(単位：上段：h 下段：人)

同行援護		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計	時間数／月	0	0	0	0	0	0
	利用人数	0	0	0	0	0	0
実績	時間数／月	0	0	(0)	-	-	-
	利用人数	0	0	(0)	-	-	-

④ 行動援護

(サービスの説明)

知的障がい、精神障がいにより行動に著しく困難のある人で常に介護が必要な人に、行動する時に必要な介助や外出時の移動の補助などを行います。

(第6期計画と実績の評価・分析)

第6期の計画と実績はほとんど一致しました。利用者がごく少ない理由として、町内ではサービスの対象となる人の多くが福祉施設に入所していることが主な理由と考えられます。引き続き、ニーズの把握と障がいのある人や支援者に対する情報提供に努めていきます。

(サービスの見込量)

利用実績並びに現在の利用者動向から総合的に勘案して設定しました。

(単位：上段：h 下段：人)

行動援護		3年	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計	時間数／月	20	20	20	19	19	19
	利用人数	1	1	1	1	1	1

実績	時間数／月	19	19	(18)	-	-	-
	利用人数	1	1	(1)	-	-	-

⑤ 重度障害者等包括支援

(サービスの説明)

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等複数のサービスを包括的に行う事業です。

(第6期計画と実績の評価・分析)

第5期と同様に、利用実績はありませんでした。

(サービスの見込量)

利用実績がないことから、見込量を「0」としました。

(単位：上段：h 下段：人)

重度障害者等包括支援		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計	時間数／月	0	0	0	0	0	0
	利用人数	0	0	0	0	0	0
実績	時間数／月	0	0	(0)	-	-	-
	利用人数	0	0	(0)	-	-	-

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

(サービスの説明)

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会の提供を行う事業です。

(第6期計画と実績の評価・分析)

第6期計画では第5期実績と比較して微増を見込んだところ、第6期実績はそれ以上の増となりました。このサービスは自宅から通所で利用でき、施設入所を利用する人の全員が生活介護も併せて利用しているため、障がい福祉サービスの中で3番目に利用人数の多いサービスとなっています。また、町内に事業所を有することも利用人数が多い一因であると考えられます。

(サービスの見込量)

利用実績並びに現在の利用者動向から総合的に勘案して設定しました。

(単位：上段：日 下段：人)

生活介護		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計	人日分／月	235	235	250	280	280	280
	利用人数	12	12	13	14	14	14
画	うち重度障がい者 ①+②+③	-	-	-	6	6	6

計 画	(内訳) ①強度行動障 がい有する者	-	-	-	6	6	6
	(内訳) ②高次脳機能 障害有する者	-	-	-	0	0	0
	(内訳) ③医療的ケア を必要とする者	-	-	-	0	0	0
実 績	人日分/月	229	248	(270)	-	-	-
	利用人数	12	13	(13)	-	-	-

② 自立訓練

(サービスの説明)

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行う、次のアからウまでの事業です。

ア 機能訓練	身体障がい者のリハビリテーションや身体機能の維持・回復などを行います。
イ 生活訓練	知的障がい者と精神障がい者を対象に、生活能力の維持・向上のための訓練を行います。
ウ 宿泊型自立訓練	イの生活訓練のうち、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用し地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が行われます。

(第6期計画と実績の評価・分析)

第5期と同様に、利用実績はありませんでした。

(サービスの見込量)

利用実績がないことから、見込量を「0」としました。

(単位：上段：日 下段：人)

ア 機能訓練		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計 画	人日分/月	0	0	0	0	0	0
	利用人数	0	0	0	0	0	0
実 績	人日/月	0	0	(0)	-	-	-
	利用人数	0	0	(0)	-	-	-

(単位：上段：日 下段：人)

イ 生活訓練		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計 画	人日分/月	0	0	0	0	0	0
	利用人数	0	0	0	0	0	0
	うち精神障がい者	-	-	-	0	0	0

実績	人日分／月	0	0	(0)	-	-	-
	利用人数	0	0	(0)	-	-	-

(単位：上段：日 下段：人)

ウ 宿泊型自立訓練		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計画	人日分／月	0	0	0	0	0	0
	利用人数	0	0	0	0	0	0
実績	人日分／月	0	0	(0)	-	-	-
	利用人数	0	0	(0)	-	-	-

③ 就労選択支援

(サービスの説明)

就労を希望する障がい者のニーズや社会経済状況が多様化している中で、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援する事業が新設されます。令和7年10月から利用できるようになります。

(サービスの見込量)

令和7年10月開始予定のため、現在のほかの就労支援の利用者動向から総合的に勘案して設定しました。

(単位：上段：日 下段：人)

就労選択支援		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計画	人日分／月	-	-	-	-	0	0
	利用人数	-	-	-	-	0	0
実績	人日分／月	-	-	-	-	-	-
	利用人数	-	-	-	-	-	-

④ 就労移行支援

(サービスの説明)

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業です。

(第6期計画と実績の評価・分析)

第5期は利用実績があったものの、第6期は計画で見込んだとおり、利用実績がありませんでした。利用実績のなかった主な理由としては、原則として1年間の期限が定められているため長期継続して利用する人がいないことが主な理由と考えられます。

(サービスの見込量)

利用実績がないことから、見込量を「0」としました。

(単位：上段：日 下段：人)

就労移行支援		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計	人日分／月	0	0	0	0	0	0
	利用人数	0	0	0	0	0	0
実績	人日分／月	0	0	0	-	-	-
	利用人数	0	0	0	-	-	-

⑤ 就労継続支援

(サービスの説明)

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う、次のアとイの事業です。

ア 就労継続支援（A型）

A型（雇用型）は、雇用関係に基づく就労が可能と見込まれる次の障がい者が対象になります。

- ・就労移行支援で一般企業の雇用に結びつかなかった障がい者
- ・特別支援学校等を卒業して雇用に結びつかなかった障がい者
- ・一般企業を離職または就労経験がある障がい者

イ 就労継続支援（B型）

B型（非雇用型）は、就労の機会を通じて生産活動に関する知識や能力の向上が期待される次の障がい者が対象になります。

- ・就労移行支援で一般企業の雇用に結びつかなかった障がい者
- ・一般企業の就労経験のある障がい者で、年齢や体力の面から雇用されることが困難な障がい者
- ・一定の年齢に達している障がい者

(第6期計画と実績の評価・分析)

就労継続支援A型の第6期計画では第5期と比較して減を見込んだところ、第6期実績ではそれ以上の減となり利用実績はありませんでした。就労継続支援B型の第6期計画では第5期と比較して大幅の増を見込んだところ、実績は第5期より増えたものの、見込みほどの増とはなりません。

就労継続支援B型は若年層から高齢者まで幅広く、本町で最も多くの人に利用されている障がい福祉サービスです。全利用者のうち約半数が町内の事業所を利用していることから、町内に事業所を有することが利用人数の多さにつながっていると考えられます。一方で若年層の利用者はグループホーム（共同生活援助の住居）から町外の事業所に通う傾向にあります。

(サービスの見込量)

利用実績並びに現在の利用者動向から総合的に勘案して設定しました。

(単位：上段：日 下段：人)

就労継続支援A型		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計 画	人日分／月	0	20	20	0	0	0
	利用人数	0	1	1	0	0	0
実 績	人日分／月	0	0	(0)	-	-	-
	利用人数	0	0	(0)	-	-	-

(単位：上段：日 下段：人)

就労継続支援B型		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計 画	人日分／月	376	422	422	390	390	390
	利用人数	22	24	24	23	23	23
実 績	人日分／月	358	387	(392)	-	-	-
	利用人数	21	22	(23)	-	-	-

⑥ 就労定着支援

(サービスの説明)

就労移行支援の利用を経て一般就労した障がい者で、就労に伴う環境変化により、生活面に課題が生じている人に対し、企業・自宅等を訪問し、生活面の課題の解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行う事業です。

(第6期計画と実績の評価・分析)

第5期と同様に、利用実績はありませんでした。

(サービスの見込量)

就労移行支援の利用実績（見込量）がないことから、見込量を「0」としました。

(単位：人)

就労定着支援		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計画	利用人数	0	0	0	0	0	0
実績	利用人数	0	0	(0)	-	-	-

⑦ 療養介護

(サービスの説明)

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話等を提供する事業です。

(第6期計画と実績の評価・分析)

第5期と同様に、利用実績はありませんでした。

(サービスの見込量)

利用実績がないことから、見込量を「0」としました。

(単位：人)

療養介護		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計画	利用人数	0	0	0	0	0	0
実績	利用人数	0	0	(0)	-	-	-

⑧ 短期入所

(サービスの説明)

自宅で介護を行っている人が病気などの理由により、短期間、夜間も含め障害者支援施設等に入所し、入浴、排泄、食事の介護のほか必要な介護を行う事業です。また、介護者にとってのレスパイトサービスとしての役割も担っています。人工呼吸器や胃ろう等の医療的ケアを行う「医療型」とそれ以外の「福祉型」があります。

(第6期計画と実績の評価・分析)

第6期計画では第5期と比較して減を見込んだところ、実績はそれ以上の減となりました。ただし利用者がごく少ないため、数値の変動は大きくなる傾向にあります。利用者がごく少ない理由として、町内ではニーズの高い人の多くが福祉施設に入所しているかグループホームを利用していることが主な理由と考えられます。引き続き、ニーズの把握と障がいのある人や支援者に対する情報提供に努めていきます。

(サービスの見込量)

利用実績並びに現在の利用者動向から総合的に勘案して設定しました。

(単位：人)

短期入所 (福祉型)		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計画	人日分/月	2	2	2	2	2	2
	利用人数	1	1	1	1	1	1
実績	人日分/月	1	1	(1)	-	-	-
	利用人数	1	1	(1)	-	-	-
短期入所 (医療型)		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計画	人日分/月	-	-	-	0	0	0
	利用人数	-	-	-	0	0	0
実績	人日分/月	-	-	-	-	-	-
	利用人数	-	-	-	-	-	-

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助

(サービスの説明)

主に夜間において、共同生活を営む住居（グループホーム）で相談、入浴、排泄また

は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行う事業です。「介護サービス包括型」のほか、職員が常駐していることに加え短期入所を併設する「日中サービス支援型」、介護を外部に委託する「外部サービス利用型」の3種類があります。

(第6期計画と実績の評価・分析)

第6期計画では第5期と比較して増を見込んだところ、実績は第5期より増えたものの、見込みほどの増とはなりませんでした。

共同生活援助は若年層から高齢者まで幅広く利用されており、本町では2番目に利用している人の多い障がい福祉サービスです。全員が介護サービス包括型を利用しています。近年、自宅から飯伊圏域の就労継続支援B型事業所に通所していた若年層の人の新規利用が増えています。一方で、入居者の高齢化や事業所の閉鎖に伴いグループホームから障害者支援施設に入所したことで、利用を終了した人もいました。

(サービスの見込量)

利用実績並びに現在の利用者動向から総合的に勘案して設定しました。

(単位：人)

共同生活援助		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計 画	利用人数	18	19	20	17	17	17
	うち日中サービス支援型	-	-	-	0	0	0
	うち精神障がい者	-	-	-	2	2	2
	うち重度障がい者 ①+②+③	-	-	-	2	2	2
	①強度行動障がい を有する者	-	-	-	2	2	2
	②高次脳機能障害 を有する者	-	-	-	0	0	0
	③医療的ケア を必要とする者	-	-	-	0	0	0
実 績	利用人数	18	17	(16)	-	-	-

② 施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）

(サービスの説明)

障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行う事業です。

(第6期計画と実績の評価・分析)

第6期計画では第5期と比較して1名の減を見込んだところ、実績は見込み以上の増となりました。これは共同生活援助の利用者が高齢化と事業所の閉鎖をきっかけに障害者支援施設に入所したことが主な理由です。国の指針では施設入所者の地域移行が推進されていますが、支援の度合いやニーズの高い人が施設入所を利用していることに加え、入所している人の高齢化も進んでいるため、地方における地域生活へ移行

は現実的には難しい状況です。すでに地域で生活している人が希望する生活を続けられるよう、ニーズの把握や情報提供に努めるとともに、サービス事業所の確保に取り組んでいきます。

(サービスの見込量)

利用実績並びに現在の利用者動向から総合的に勘案して設定しました。

(単位：人)

施設入所支援		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
目標	年度末利用人数	9	9	8	9	9	9
実績	年度末利用人数	9	10	(10)	-	-	-

③ 自立生活援助

(サービスの説明)

福祉施設やグループホーム等を利用した人が一人暮らしを始める場合に、週1～2回の定期的な訪問などを行うことで地域生活を支援する事業です。知的障がい・精神障がいのある人で、理解力や生活力が充分でないため一人暮らしを選択できなかった人の利用が想定されています。

(第6期計画と実績の評価・分析)

第5期と同様に、利用実績はありませんでした。

(サービスの見込量)

利用実績がないことから、見込量を「0」としました。

(単位：人)

自立生活援助		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計画	利用人数	0	0	0	0	0	0
実績	利用人数	0	0	(0)	-	-	-

(4) 相談支援

① 計画相談支援

(サービスの説明)

障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、サービス等利用計画を作成する事業です。利用が決定した後は、サービス事業者との連絡調整のほか、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行います。

(第6期計画と実績の評価・分析)

第6期では計画で見込んだとおり、第5期と比較して増となりました。計画相談は障がい福祉サービスを利用する全ての人が利用しているため、障がい福祉サービス全体の利用人数や利用しているサービスの種類が増えていることがこのことから分かります。

(サービスの見込量)

利用実績並びに現在の利用者動向から総合的に勘案して設定しました。

(単位：人)

計画相談支援		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計画	利用人数/月	4	4	4	5	5	5
実績	利用人数/月	4	5	(6)	-	-	-

② 地域移行支援

(サービスの説明)

福祉施設に入所している人、または精神科病院等に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用支援など必要な支援計画を作成するほか、相談による不安解消、外出の同行支援、居住確保、関係機関との調整等を行う事業です。

(第6期計画と実績の評価・分析)

第5期の実績をふまえて第6期計画では利用を見込みませんでした。第6期実績では1人の利用がありました。

(サービスの見込量)

利用実績がありましたが、近年の利用者動向から総合的に勘案して見込量は「0」としました。

(単位：人)

地域移行支援		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計 画	利用人数	0	0	0	0	0	0
	うち精神障がい者	-	-	-	0	0	0
実 績	利用人数	0	0	(1)	-	-	-

③ 地域定着支援

(サービスの説明)

福祉施設から退所した後や精神科病院から退院した後で、地域生活が不安定な単身等で生活する障がい者を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う事業です。

(第6期計画と実績の評価・分析)

第5期と同様に、利用実績はありませんでした。

(サービスの見込量)

利用実績がないことから、見込量を「0」としました。

(単位：人)

地域定着支援		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計 画	利用人数	0	0	0	0	0	0
	うち精神障がい者	-	-	-	0	0	0
実 績	利用人数	0	0	(0)	-	-	-

2 障がい児福祉サービスの見込量

(1) 障がい児支援

① 児童発達支援

(サービスの説明)

児童発達支援センター等において、小学校就学前の障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う事業です。

(第6期計画と実績の評価・分析)

第6期では4年度以降の利用を見込まなかったところ実績もおおむね一致しました。

利用人数がごく少ない理由としては、児童発達支援は就学前の児童が対象であり、通所の必要があるものの町内に事業所がないことや、保育所等訪問支援を利用したことが原因だと考えられます。今後も保育園や保健師等と連携して、ニーズの把握や情報提供に努めていきます。

(サービスの見込量)

利用実績並びに現在の利用者動向から総合的に勘案して設定しました。

(単位：上段：日 下段：人)

児童発達支援		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計 画	人日分/月	25	0	0	2	2	2
	利用人数	2	0	0	1	1	1
実 績	人日分/月	15	2	0	-	-	-
	利用人数	1	1	0	-	-	-

② 医療型児童発達支援

(サービスの説明)

上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童について、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行う事業です。

(第6期計画と実績の評価・分析)

第5期と同様に、利用実績はありませんでした。

(サービスの見込量)

利用実績がないことから、見込量を「0」としました。

(単位：上段：日 下段：人)

医療型児童発達支援		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計	人日分／月	0	0	0	0	0	0
	利用人数	0	0	0	0	0	0
実績	人日分／月	0	0	(0)	-	-	-
	利用人数	0	0	(0)	-	-	-

③ 放課後等デイサービス

(サービスの説明)

就学中（6歳～18歳）の障がいのある児童等に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、通所によって生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進等の支援を行う事業です。

(第6期計画と実績の評価・分析)

第6期計画では第5期と比較して若干の増を見込んだところ、特に令和5年度において利用者数・利用日数ともに急激な増となりました。理由としては、本町では放課後等デイサービスは主に休日に利用されていたところ、令和5年度に平日の放課後に利用する人が増えたことが主な要因です。少子化にありながらも育ちの場における障がい児等への支援の需要は高まっています。

(サービスの見込量)

利用実績並びに現在の利用者動向から総合的に勘案して設定しました。令和4年度を基準としたため、5年度と比較して減となっています。

(単位：上段：日 下段：人)

放課後等デイサービス		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計	人日分／月	35	30	30	39	39	39
	利用人数	7	6	6	6	6	6
実績	人日分／月	41	38	(80)	-	-	-
	利用人数	5	6	(9)	-	-	-

④ 保育所等訪問支援

(サービスの説明)

保育所や学校等に事業所の支援員が訪問し、障がいのない児童との集団生活に適應するための専門的な支援等を行う事業です。

(第6期計画と実績の評価・分析)

第5期の実績をふまえて第6期計画では利用を見込みませんでした。第6期実績では1人の利用がありました。

(サービスの見込量)

利用実績並びに現在の利用者動向から総合的に勘案して設定しました。

(単位：上段：日 下段：人)

保育所等訪問支援		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計	人日分／月	0	0	0	1	1	1
	利用人数	0	0	0	1	1	1
実績	人日分／月	0	0	(1)	-	-	-
	利用人数	0	0	(1)	-	-	-

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

(サービスの説明)

重度の障がいがあり、児童発達支援等のサービスを利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童を対象に、事業所の支援員が児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施する事業です。

(第6期計画と実績の評価・分析)

第5期と同様に、利用実績はありませんでした。

(サービスの見込量)

利用実績がないことから、見込量を「0」としました。

(単位：上段：日 下段：人)

居宅訪問型児童発達支援		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計	人日分／月	0	0	0	0	0	0
	利用人数	0	0	0	0	0	0
実績	人日分／月	0	0	(0)	-	-	-
	利用人数	0	0	(0)	-	-	-

⑥ 福祉型児童入所支援

(サービスの説明)

障がいのある児童に対し、入所施設において、日常生活の指導、独立自活に必要な知識や技能の付与を行う事業です。

(第6期計画と実績の評価・分析)

第5期と同様に、利用実績はありませんでした。

(サービスの見込量)

利用実績がないことから、見込量を「0」としました。

(単位：人)

福祉型児童入所支援		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計画	利用人数／月	0	0	0	0	0	0
実績	利用人数／月	0	0	(0)	-	-	-

⑦ 医療型児童入所支援

(サービスの説明)

障がいのある児童に対し、入所施設において、医療の提供のほか、日常生活の指導、独立自活に必要な知識や技能の付与を行う事業です。

(第6期計画と実績の評価・分析)

第5期と同様に、利用実績はありませんでした。

(サービスの見込量)

利用実績がないことから、見込量を「0」としました。

(単位：人)

医療型児童入所支援		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計画	利用人数/月	0	0	0	0	0	0
実績	利用人数/月	0	0	(0)	-	-	-

(2) 障害児相談支援

(サービスの説明)

障害児通所支援（放課後等デイサービス、児童発達支援など）を利用する障がいのある児童に対し、障害児支援利用計画を作成する事業です。利用が決定した後は、サービス事業者との連絡調整のほかに一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行います。

(第6期計画と実績の評価・分析)

第6期計画では見込量が0人となっていました。理由としては、利用計画の作成は基本的に1人あたり年に1回しか行われないため、月あたりの人数が計算上0人となってしまったことによるものです。しかし利用者数の増加に伴い、第6期の実績は1人となりました。

(サービスの見込量)

利用実績並びに現在の利用者動向から総合的に勘案して設定しました。

なお、障害児支援利用計画は保護者自身で作成することもできますが、障がい児福祉サービスを利用するほとんどの人が障害児相談支援を利用しています。育ちの場における障がい児等に対する支援の需要が高まっていることから、今後も横ばいまたは増となる見込みです。

(単位：人)

障害児相談支援		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計画	利用人数/月	0	0	0	1	1	1
実績	利用人数/月	1	1	(1)	-	-	-

(3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

(サービスの説明)

医療的ケア児等が抱える課題に対し、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐ役割をします。

(第6期計画と実績の評価)

南信州自立支援協議会において配置に向けた検討を行い、令和6年度から飯伊圏域に1名の配置が決定しました。

(単位：人)

医療的ケア児コーディネーターの配置		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計画	人数	1	1	1	圏域配置1	圏域配置1	圏域配置1
実績	人数	0	0	0	-	-	-

3 発達障がい者等に対するサービスの見込量

本町における障がい児等の発達支援については、障がい者福祉、母子保健、教育委員会が一体となって情報共有を行いながら、飯田市子ども発達支援センターや近隣自治体、関係機関と連携して、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。

① ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム

(ペアレントトレーニング)

子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを学ぶことのできるトレーニングを実施します。

(ペアレントプログラム)

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを支援するプログラムです。「(子どもの性格ではなく)行動で考える」「ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組みます。

(第6期計画と実績の評価・分析)

第5期と同様に、利用実績はありませんでした。

(サービスの見込量)

利用実績がないことから、見込量を「0」としました。

(単位：人)

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計画	受講者数	0	0	0	0	0	0
実績	受講者数	0	0	0	-	-	-

② ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や情報提供等を行います。

(第6期計画と実績の評価・分析)

第5期と同様に、実績はありませんでした。

(人数の見込量)

実績がないことから、見込量を「0」としました。

(単位：人)

ペアレントメンターの人数		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計画	人数	0	0	0	0	0	0
実績	人数	0	0	0	-	-	-

③ ピアサポート

同じような課題や悩みを持つ仲間同士による活動です。本町では長野県ピアサポートネットワークが実施する交流会等のお知らせを窓口に設置・配布しています。

(第6期計画と実績の評価・分析)

第5期と同様に、実績はありませんでした。

(人数の見込量)

利用実績がないことから、見込量を「0」としました。

(単位：人)

ピアサポートの活動への参加人数		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計画	参加人数	0	0	0	0	0	0
実績	参加人数	0	0	0	-	-	-

4 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業とは、市町村等が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施する事業です。各表は、サービスの事業内容と、その事業の月または年間の利用者数や利用件数の見込量等を表示しています。

(1) 必須事業

① 相談支援事業

(サービスの説明)

ア 障害者相談支援

障がい者及びその家族等介護者からの相談に応じて、必要な情報を提供し、地域にお

ける生活を総合的にサポートします。本町では飯伊圏域障がい者総合支援センターに事業を委託しています。

イ 地域自立支援協議会

町が相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステム作りに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置することが法定化されています。本町単独ではなく、飯伊圏域の市町村が共同で立ち上げ、飯伊圏域障がい者総合支援センターが事務局となって、南信州広域連合自立支援協議会の名称で運営しています。

(サービスの見込量)

ア 飯伊圏域障害者総合支援センターが窓口として対応しているため、町内事業所としては0件となります。

イ 飯伊圏域での設置となっています。

(単位：上段：箇所 下段：人)

ア 相談支援事業		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計	事業所数	0	0	0	0	0	0
画	利用人数/月	3	3	3	7	7	7
実	事業所数	0	0	0	-	-	-
績	利用人数/月	3	5	(6)	-	-	-

(単位：個)

イ 地域自立支援協議会		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計画	協議会数	1	1	1	1	1	1
実績	協議会数	1	1	1	-	-	-

② 市町村相談支援機能強化事業

(サービスの説明)

一般的な相談支援事業に加え、社会福祉士や精神保健福祉士等の専門的職員を配置することにより、相談支援事業の強化を図ります。飯伊圏域障がい者総合支援センターに委託しています。(①ア同様)

③ 成年後見制度利用支援事業

(サービスの説明)

精神上の障がい(知的障がい、精神障がい、認知症等)により判断能力が充分でない人に起こりうる消費生活上のトラブル、財産管理、虐待等の問題を未然に防止するために成年後見制度が必要な人で、成年後見制度の利用に要する経費について補助を受けなければ利用が困難であると認められる場合に、その費用を支援する事業です。

(第6期計画と実績の評価・分析)

第5期と同様に、実績はありませんでした。

(サービスの見込量)

利用実績がないことから、見込量を「0」としました。

(単位：人)

成年後見制度利用支援		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計画	利用人数	1	1	1	0	0	0
実績	利用人数	0	0	0	-	-	-

④ 意思疎通支援事業

(サービスの説明)

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に手話通訳等の派遣を行い、仲介して意思疎通の円滑化を図ります。

(第6期計画と実績の評価・分析)

第6期計画と実績は一致しました。

(サービスの見込量)

利用実績並びに現在の利用者動向から総合的に勘案して設定しました。

(単位：人)

意思疎通支援事業		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計画	利用人数	2	2	2	2	2	2
実績	利用人数	2	2	2	-	-	-

⑤ 日常生活用具給付事業

(サービスの説明)

自立生活支援用具等の日常生活用具の給付により、障がい者の日常生活の便宜を図り、介護の負担を減らすことを目的としています。

(第6期計画と実績の評価・分析)

第6期計画では第5期と比較して増を見込んだところ、実績は排泄管理用具ではほぼ見込みどおりの増となった一方、その他の用具では見込みを下回り、ほとんど利用がありませんでした。

(サービスの見込量)

利用実績並びに現在の利用者動向から総合的に勘案して設定しました。

(単位：件)

日常生活用具給付事業		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
介護訓練支援用具	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	(0)	-	-	-
自立生活支援用具	計画	1	1	1	0	0	0
	実績	0	0	(1)	-	-	-

在宅療養等支援用具	計画	1	1	1	0	0	0
	実績	1	0	(0)	-	-	-
情報・意思疎通支援用具	計画	1	1	1	0	0	0
	実績	0	0	(0)	-	-	-
排泄管理支援用具	計画	70	70	70	70	70	70
	実績	64	55	(68)	-	-	-
住宅改修費	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	(0)	-	-	-
合計	計画	73	73	73	72	72	72
	実績	65	55	(68)	-	-	-

⑥ 移動支援事業

(サービスの説明)

屋外での移動が困難な障がい者等に社会生活上不可欠な外出や余暇活動等のための外出の支援を行うことにより、地域における自立生活、社会参加を促進します。

(第6期計画と実績の評価・分析)

第6期計画では第5期と同程度を見込みましたが、利用者数の減により実績は大幅減となりました。移動支援の利用には障害支援区分の認定が必要ですが、障がい福祉サービスにおける同等のサービスが優先されるため、実際には対象者が限られています。また、事業者が行うほかの福祉サービスの利用のために移動支援を使えないことや、外出範囲に限りがあることなども利用者が少ない要因だと考えられます。

(サービスの見込量)

利用実績並びに現在の利用者動向から総合的に勘案して設定しました。

(単位：月間の実利用者数、延べ利用時間)

移動支援事業		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計画	実利用者数	15	15	15	5	5	5
	延べ利用時間	2,500	2,500	2,500	1100	1100	1100
実績	実利用者数	8	7	7	-	-	-
	延べ利用時間	2020	1723	(1120)	-	-	-

⑦ 地域活動支援センター機能強化事業

(サービスの説明)

障がい者等が通うことにより、地域の実情に応じた創作的活動または生産活動の機会を提供し、障がい者等の地域活動支援の促進を図ります。

(第6期計画と実績の評価・分析)

第6期計画では第5期と比較して増を見込んだところ、当初は見込みどおりの増になっていましたが、令和5年度に減となりました。これは利用者が福祉施設に入所し

たことに伴い、日中活動の場として同等のサービスである生活介護に移行したことが要因です。

また利用者数が少ない理由としては、事業所が町内にないことや、サービスの周知不足やニーズの把握ができていないことが要因であると考えられます。今後はニーズの把握と障がいのある人や支援者に対する情報提供に努めていきます。

(サービスの見込量)

町外の事業所で対応しているため、町内事業所としては0件となります。

利用実績並びに現在の利用者動向から総合的に勘案して設定しました。

(単位：設置個所数、月間の実利用者数)

地域活動支援センター		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計	設置個所数	0	0	0	0	0	0
	実利用者数	7	7	7	3	3	3
実績	設置個所数	0	0	0	-	-	-
	実利用者数	7	7	5	-	-	-

(2) その他事業

日中一時支援事業

(サービスの説明)

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援や、障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るための事業です。

(第6期計画と実績の評価・分析)

第6期計画では第5期と比較して減を見込んだところ、実績はありませんでした。日中一時支援は障害者であれば誰でも利用できますが、支援の度合いが高い人は障がい福祉サービスの生活介護を、障がい児は放課後等デイサービスを利用したため、日中一時支援の利用者がいなかったと考えられます。引き続き、ニーズの把握と障がいのある人や支援者に対する情報提供に努めていきます。

(サービスの見込量)

利用実績並びに現在の利用者動向から総合的に勘案して設定しました。

(単位：月間の実利用者数、延べ利用時間)

日中一時支援		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計	実利用者数	1	1	1	0	0	0
	延べ利用時間	30	30	30	0	0	0
実績	実利用者数	0	0	0			
	延べ利用時間	0	0	0			

第5章 計画の推進に向けて

1 障がい福祉サービス等の円滑な提供

(1) 制度の周知

国では、地域における共生社会の実現に向け、様々な障がい者福祉制度の改革が進められており、利用者が適切なサービスを利用していく上で、制度への理解を深めていくことが不可欠です。

制度の実施にあたっては、広報やホームページなどの利用はもとより、窓口や訪問、出前講座などの機会をとらえて、制度の周知・啓発を図ります。また、相談支援機関や各種サービス事業所等にも情報提供を積極的に行い、円滑な事業の実施やサービスの適切な利用を進めます。

(2) 総合的な相談支援体制の整備

民生課職員による窓口での対応と併せて、飯伊圏域の市町村が共同により障害者総合支援センターに委託することで地域に暮らす障がいのある人や介護者、家族等からの様々な相談に対応できる相談支援体制の充実に引き続き努めます。

(3) 障がい福祉サービス等見込量確保の方策

研修情報等の提供、長野県と連携した事業所への指導や監査の実施、自立支援協議会等を活用した各事業所に共通する課題への対応など、関係機関とも連携を図りながら、良質なサービス提供体制の確保に努めます。

2 計画の進行管理

この計画の達成状況等を進行管理するために、PDCAサイクルに即した点検、評価を行い、実施状況を取りまとめていきます。なお、事業を進めるうえで、本町の財政状況や国・県の補助金の制度変更の状況により、地域生活支援事業などの事業の在り方を研究していきます。

今回の最終年度である令和8年度には、その達成状況やサービス提供事業者の動向等を基に、障がい福祉施策・事業についての分析、評価を行い、次回の計画に繋げていきます。